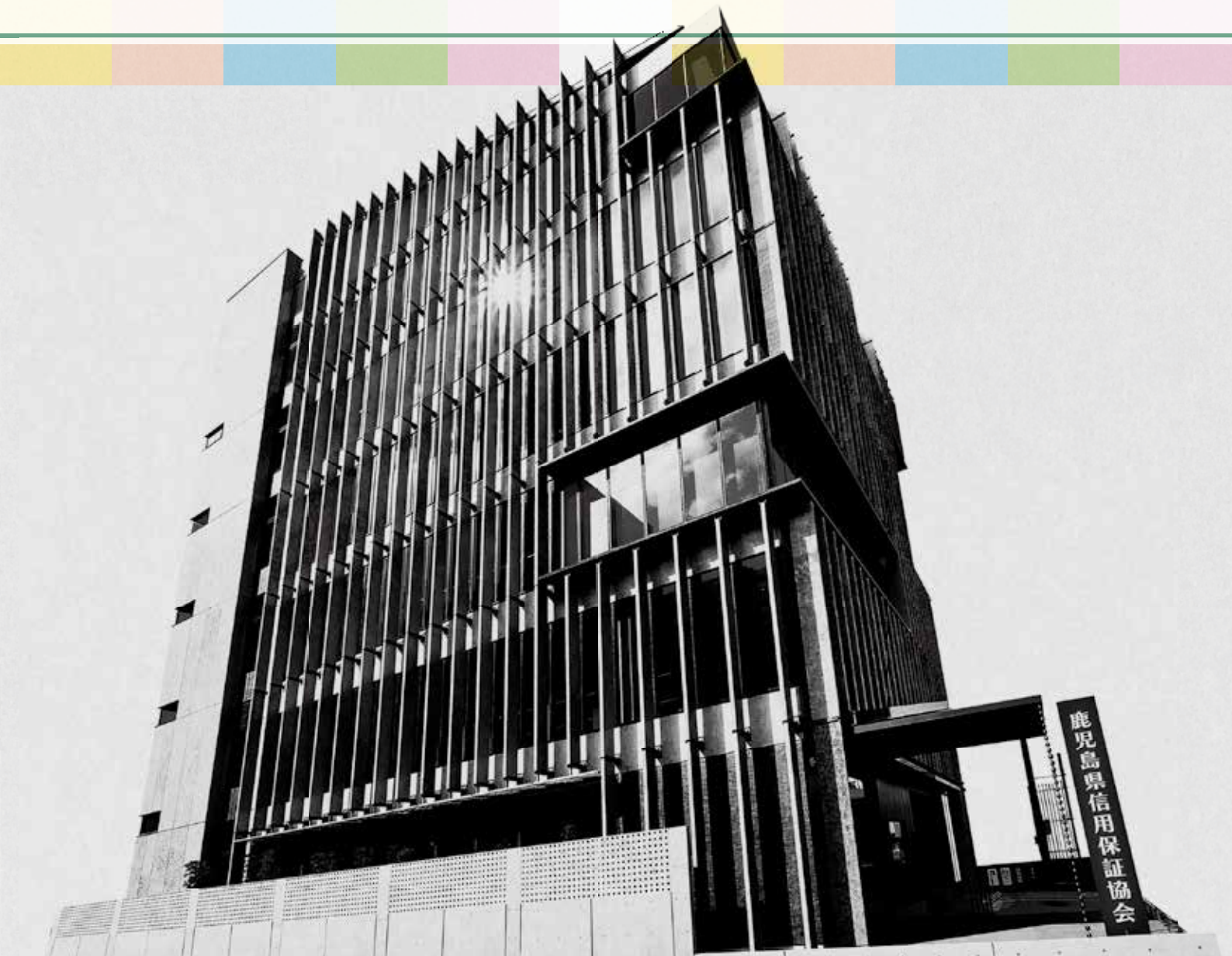


鹿児島県信用保証協会のあらまし

2023

KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE



一歩を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

II ごあいさつ



当協会の業務運営につきましては、平素より格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和4年度の事業活動ならびに今年度の経営計画についてご報告するディスクロージャー誌「鹿児島県信用保証協会のあらし2023」を作成しました。ぜひ御一読いただき、信用保証制度や当協会の経営計画、業務内容、事業実績などについて、御理解を深めていただければ幸いです。

去る5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されて以降、社会経済活動再開の動きが続き、消費関連も回復するなど、全体として回復傾向が強まっています。本県の基幹産業でもある観光関連では、主要観光施設の入場者数が前年を上回る状況が続いているほか、3年ぶりに大型クルーズ船の着岸が再開し、鹿児島空港国際線の香港線が6月から再開されるなど、外国人観光客の増加にも期待がもてる状況となりました。

一方で、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰、金融資本市場の変動などは厳しさを増している状況にあり、特に中小企業者等においては、新型コロナ禍や原材料価格高騰等で増大した借入金の返済に不安を抱える事業者や、経営者の高齢化あるいは後継者不足による事業承継問題を抱える事業者もあり、依然として厳しい経営環境にあります。

このような情勢の下、当協会は、国の伴走支援型特別保証制度を活用し、いわゆるゼロゼロ融資等の返済を控えた事業者の借換需要に対応するほか、事業再構築等の前向きな取組みに対する資金需要に応えるなどの金融支援を実施しております。

また、多様な経営課題に直面する事業者に対する支援として、この4月から県の「かごしま中小企業支援ネットワーク」内に新たに「経営改善支援連絡会議（ゼロプロ）」を設置いたしました。早い段階から地域金融機関や支援機関などが、連携・協働して経営改善支援に取り組むことにより、事業者の収益力改善に繋げることを目的としており、当協会の保証部経営相談班が、その事務局を担当し、事業者支援のハブ機能を担ってまいります。

さらに、創業支援においては、創業期の経営者保証を不要とする新たな信用保証制度「スタートアップ創出促進保証制度（SSS保証）」の取扱いを3月から開始しました。

今年度もより多くの事業者の皆さまに対して、関係機関と連携して、親身かつきめ細かく金融支援と経営支援に取り組んでまいります。

さて、コロナ禍以降非接触型やリモートでのビジネスモデルが進展してきておりますが、当協会もWeb会議や信用保証書発行の電子化などのDXや業務の効率化に取り組んでまいりました。

今年度は、紙媒体の郵送が基本となっている保証申込手続きについて、融資実行までのリードタイムの短縮など、利用者の利便性向上にもつなげる電子受付システムの利用促進に取り組んでいるところであり、今後も金融機関や中小企業者等の方々へのサービスの充実を図ってまいります。

最後に、当協会は、信用保証と経営支援を通じて、地域経済を支える中小企業者のさまざまな局面に寄り添い、良きパートナーとしてともに歩み、その未来を応援するための各般の取組を役職員一丸となって進めてまいりますので、今後とも皆様方の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

鹿児島県信用保証協会
会長 川野敏彦

鹿児島県信用保証協会のあらし

2023

KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE

■ 鹿児島県信用保証協会の概要	3
■ 経営計画	5
■ 信用補完制度のしくみ	7
■ 信用保証の概要	9
■ 令和4年度の主な取組み	13
■ 広報活動	17
■ 令和4年度事業実績	19
■ 令和4年度収支報告	23
■ 基本財産	27
■ コンプライアンス態勢	28
■ 個人情報保護宣言	29
■ 役員・機構図	31
■ お問い合わせ	32

鹿児島県信用保証協会の概要

基本理念等

昭和50年4月に制定した「経営理念・経営方針・執務三則」が制定後47年を経過したことや、その間に信用保証協会を取り巻く環境が大きく変化していること等を踏まえて、令和4年4月、「基本理念・ビジョン・行動指針」を新たに制定いたしました。

策定に当たっては、公募した職員7名による経営理念等検討委員会を設置し、全職員を対象とした意識調査や意見交換会等を実施するなど、役職員全員参加のもと、真摯かつ丁寧に議論を進めました。

新たな基本理念のもと、職員一人ひとりが、誇りとやりがいを持ち、関係機関との連携・協力を大切にしながら、信用保証と経営支援を通じて中小企業等の支援に努め、当協会の公的使命と社会的責任を果たしていけるよう取り組んでまいります。

(令和4年4月1日施行)

基本理念

私たちは、信用保証と経営支援を通じて鹿児島を支える中小企業の未来を応援し、地域経済の活力ある成長・発展に貢献します。

ビジョン

私たちは、常に中小企業に寄り添いながら、その可能性を後押しし、一歩を踏み出す力になる保証協会を目指します。

行動指針(私たちの5つの誓い)

- 1 中小企業とともに歩むパートナー**
私たちは、中小企業に信頼され親しまれる良きパートナーとして、ともに歩み、ともに成長を喜びます。
- 2 関係機関との連携**
私たちは、金融機関や中小企業支援機関等との連携・協力を大切に、一体となって中小企業を支えます。
- 3 不断の挑戦**
私たちは、固定観念にとらわれることなく、常に時代の変化を感じ、積極的に自己研鑽に取り組み、挑戦する人間を目指します。
- 4 働きがいのある職場**
私たちは、コミュニケーションを重んじ、互いを尊重しあえる働きがいのある職場づくりに努めます。
- 5 地域社会への貢献**
私たちは、鹿児島に誇りを持ちながら、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組みます。

プロフィール

創立	昭和23年10月12日
根拠法律	信用保証協会法に基づく法人
事務所	鹿児島市加治屋町14番3号
常勤役員数	64名(令和5年6月末現在)
基本財産	166億81百万円(令和5年3月末現在。以下同じ)
保証債務残高	27,838件 2,818億20百万円
利用企業者数	17,030企業
保証利用率(※)	34.1%

(※)保証利用率=利用企業者数17,030企業÷県内の中企業者数49,915企業



沿革

昭和23年10月	社団法人鹿児島県信用保証協会 創立総会
昭和23年12月	社団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可・事務所開設 (鹿児島市築町1番地 鹿児島商工会館内)
昭和25年 2月	財団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可
昭和28年 8月	信用保証協会法施行
昭和29年 7月	信用保証協会法に基づく組織変更許可
昭和29年 8月	特殊法人に組織変更登記
昭和42年 6月	事務所移転(鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館内)
令和 3年 7月	事務所移転(鹿児島市加治屋町14番3号)

ロゴ・キャッチコピーについて



一歩を踏み出す力になりたい

【ロゴ】

桜島をモチーフにしています。
「KAGOSHIMA GUARANTEE」の「K」と「G」を意匠化し、中小企業者等の発展を躍動する桜島の裾野の末広がり表現しています。

【キャッチコピー】

信用保証だけでなく、創業・経営改善・事業再生・事業承継など、さまざまな形の積極的な支援をイメージしています。

経営計画

第6次中期事業計画

令和3年度～令和5年度

県内の経済動向や中小企業者等を取り巻く環境等を踏まえ、中小企業者等の資金繰り支援、経営改善、生産性向上をより一層推し進めていくため、令和3年度から令和5年度までの3か年間において、以下の業務運営方針に掲げる事項について取り組んでまいります。

- 1 新型コロナの影響を踏まえた資金繰り支援等
- 2 保証利用の推進
- 3 中小企業者等の経営改善・生産性向上のための金融機関等との連携強化
- 4 経営支援・事業再生支援等の充実・強化
- 5 適時・的確な代位弁済の履行
- 6 効率的な求償権の管理・回収等
- 7 安定的かつ効率的な協会経営及びリスク管理体制の確立に向けた取り組み並びに地方創生等への貢献

令和5年度経営計画

業務環境

1 鹿児島県内の景気動向

最近の鹿児島県内の景気動向は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）による行動制限の解除や全国旅行支援等の消費喚起策により、観光関連が回復し、消費関連が持ち直している。業況判断DIも改善傾向に向かう等、全体的に持ち直しの動きがみられている。

しかしながら、原油・原材料価格の高騰や円安などによる物価高騰が回復の動きに対する重しとなっており、今後の物価動向や海外情勢、新型コロナ感染の再拡大などの下振れリスクに引き続き注意する必要がある。

2 中小企業を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）を取り巻く環境は、実質無利子無担保融資（以下「ゼロゼロ融資」という。）や各種助成金及び特例リスク等の資金繰り支援策の効果もあり、企業倒産は低水準で推移してきた。

しかしながら、新型コロナ禍の長期化や原材料等の価格高騰による物価の上昇への対応などにより、中小企業者等を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。そのような状況の中、令和5年度にはゼロゼロ融資の償還が本格化するなど、引き続き、きめ細かな経営支援が求められる状況にある。

また、経営者の高齢化に伴う事業承継や人手不足への対応等の課題も残っている。

業務運営方針

1 新型コロナの影響を踏まえた資金繰り支援等

新型コロナ等による影響を受けた中小企業者等を支援するため、債務の返済負担の軽減を図りつつ、新たな資金需要に対応する「伴走支援型特別保証制度」等の国・自治体による政策保証や当協会独自の保証制度を活用し、中小企業者等の安定的な資金繰りを支援する。

また、コロナ関連保証に係るモニタリング報告書を活用し、企業訪問等を通じてその経営状況の把握に努め、必要に応じてプッシュ型支援を行う等、金融機関や関係機関との連携のもと、適切な経営支援を行う。

2 保証利用の推進

中小企業者等の資金繰りの円滑化、経営課題の解決等に対応するため、引き続き自治体による制度資金や「おもてなし産業応援保証」などの協会制度の利用推進を図るとともに、個々の実情に応じたきめ細かな対応に努める。

また、保証審査にあたっては、的確でスピーディな処理に努めるとともに、徴求書類や事務手続きの見直しによる利便性向上を図る。

さらに、経営者保証を不要とする保証への取組についても、「経営者保証改革プログラム」の趣旨を踏まえ、改めて「経営者保証ガイドライン」の適切な運用を図る。

3 中小企業者等の経営改善・収益力改善のための金融機関等との連携強化

中小企業者等の経営改善・収益力改善を促すには、個々の実態把握が重要であることから、金融機関との対話を通じて、連携・協力体制の構築に取り組むとともに、金融機関等との連携推進保証制度の活用を図る。

4 早期の経営改善支援への取組強化

ゼロゼロ融資等の返済財源を十分に確保できない恐れのある中小企業者等に対する資金繰り支援や本業支援を強化するため、県の中小企業支援ネットワーク内に「経営改善支援連絡会議」を新設し、当協会が事務局となって関係機関と連携・協働しながら、早い段階からの金融支援、経営改善支援に取り組む。

併せて、既に借入条件の変更を行っている中小企業者等に対しては、企業訪問等を通じて、業況、経営課題等の実態把握を行うとともに、適切な経営支援に努める。

また、新型コロナ禍の長期化等により、借入条件の変更に係る申込が増えることが見込まれることから弾力的な対応に努める。

5 経営支援・事業再生支援等の充実・強化

地域経済の活性化に資するため、新たに創設された経営者保証を不要とする全国統一の保証制度「スタートアップ創出促進保証（SSS保証）」等の創業に係る保証制度の利用推進や創業後のフォローアップ等を含めたスタートアップ支援、事業再生計画等に基づいた資金調達支援、事業承継特別保証制度の活用等、個々の中小企業者等のライフステージにおける様々な局面に即した経営支援に努める。

6 適時・的確な代位弁済の履行

金融機関との連携のもと、債権保全等適切な措置と進捗管理の徹底により、適時・的確な代位弁済の履行に取り組む。

7 効率的な求償権の管理・回収等

不動産担保が減少する一方で、法的整理による債務整理案件の増加等、求償権の回収は厳しい状況にあることから、個々の状況に即応した効率的かつ効果的な管理回収に努め、回収の最大化を図る。

また、代位弁済後も事業を継続し、再生の可能性が見込まれる事業者に対しては、事業再生に向けた支援に取り組む。

8 安定的かつ効率的な協会運営及びリスク管理体制の確立に向けた取組

並びに地方創生等への貢献

中小企業者等や関係機関から信頼される組織として、公的使命と社会的責任を果たしていくため、役員が基本理念等を十分に意識しながら行動していく。

また、引き続き人材育成や働きやすい職場環境の整備、デジタル化の推進や各種業務の効率化、コンプライアンス態勢の充実・強化、リスク管理体制の確立など、安定的かつ効率的な協会運営に努める。

さらに、中小企業者等や関係機関に信用保証制度の仕組みや役割等について理解を深めてもらうため、様々な広報媒体を用いた積極的な情報発信に取り組むとともに、地域により深く根ざし、公的な役割を果たしていくため、地方創生等への貢献にも努める。

事業計画額

令和5年度の保証承諾等の主な業務数値（計画額）は、次のとおりです。

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	810億円	180.0%
保証債務残高	2,490億円	95.0%
代位弁済	38億円	118.8%
実際回収	5.2億円	100.0%

信用補完制度のしくみ

信用補完制度

信用補完制度は、中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

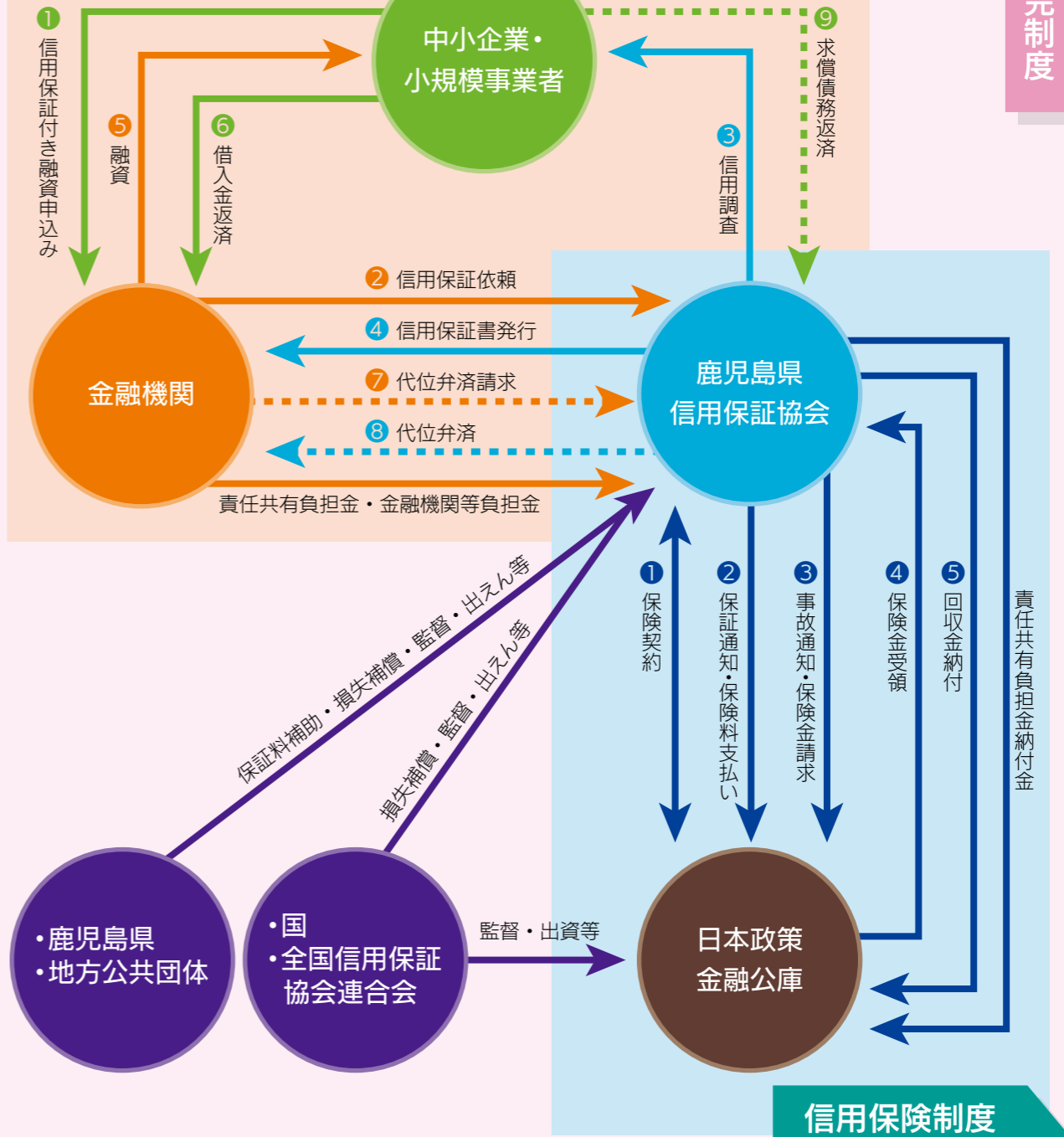
信用保証制度

- 1 中小企業者等は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。
※一部の保証制度においては、商工会議所・商工会でも申込みすることができます。
- 2 金融機関は、協会に信用保証を依頼します。
- 3 協会は、中小企業者等に対して信用調査をします。
- 4 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等に融資をします。このとき中小企業者等は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。
- 6 中小企業者等は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- 7 万が一、中小企業者等が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 8 協会は、7の請求に基づき、中小企業者等に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- 9 協会は、中小企業者等に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者等は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

- 1 協会が、中小企業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則として全て保険関係が成立する旨の契約を協会と公庫の間で締結します。
- 2 協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、1の契約に基づいて公庫に保証通知を行うとともに保険料を支払います。
- 3 協会が金融機関に対して代位弁済した場合は、この事実を公庫に通知(事故通知)し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- 4 協会は、3の請求に基づいて、公庫から保険の種類ごとに定められたてん補率(代位弁済額の元金の通常70%または80%)で保険金を受領します。
- 5 協会は、保険金受領後に求償権を回収した場合は、てん補率に応じて公庫に回収金を納付します。

信用保証制度



信用補完制度

信用補完制度のしくみ

信用保証の概要(1)

信用保証の対象となるかた

法人の場合は、本店(※1)または事業所のいずれかを、個人事業主の場合は住居(※2)または事業所のいずれかを鹿児島県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人(医療法人等)、特定非営利法人(NPO法人)で、次の企業規模・業種等の一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用できます。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。
※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

(1) 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数(小規模事業者)
製造業等(建設業・運送業・不動産業含む)	3億円以下	300人以下(20人以下)
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下(20人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下(5人以下)
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下(5人以下)
サービス業	5,000万円以下	100人以下(5人以下)
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下(20人以下)
旅行業	3億円以下	300人以下(20人以下)
宿泊業(旅館業除く)・娯楽業	5,000万円以下	100人以下(20人以下)
旅館業	5,000万円以下	200人以下(20人以下)
医療法人等	—	300人以下(20人以下)

(注1) 臨時的使用人、会社役員及び個人事業における家族従業員は従業員数に含みません。

(注2) 組合の場合は当該組合が保証対象業種を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいることが必要です。

(注3) 資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%以上を超えている場合は、従業員数の確認資料(労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書等)の写しが必要となります。

(2) 業種等

農業(一部の保証制度を除く)、林業、漁業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(NPO法人を除く)等、その他協会が支援するのは難しいと判断した業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(または受ける)ことが必要です。

その他、信用保証の対象とならない場合の主なものは次の通りです。

- ・協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行がある方
- ・税金を滞納し、完納の見通しが立たない方
- ・手形、小切手について不渡りがある場合及び銀行取引停止処分を受けている方
- ・協会(当協会以外も含む)の代位弁済先で、求償債務が残っている方
- ・破産、民事再生等の法的整理手続き中(申し立て中を含む)の場合

暴力団などの反社会的勢力とは取引いたしません。

反社会的勢力との関係遮断の取組強化の一環として、信用保証委託契約書に「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

また、信用保証業務の公正、公平性を保つため、金融斡旋業者等第三者が介在する保証申込みもお断りしています。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・特定非営利活動法人(NPO法人)	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

★このほかに、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の別枠保証もあります。
★他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。
★他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

保証期間

一般保証の場合

運転資金	15年以内
設備資金	20年以内

★保証制度によって、保証期間は異なります。

連帯保証人

個人事業者の場合、原則として連帯保証人は不要です。法人(組合含む)の場合は、必要となる場合があります。「経営者保証を不要とする取扱い」については以下をご覧ください。

経営者保証を不要とする取扱いについて(平成30年4月1日創設)

次の①～③のいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする保証の取り扱いをすることができます。

① 金融機関連携型(全保証制度共通)

下記の①および②を満たすほか、法人と経営者の一体性解消等を図っている(または図ろうとしている)

- ① 取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある(もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)
- ② 財務要件(「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」)を満たしている

② 財務要件型(「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります)

直近決算において下表の基準(a)から基準(c)のいずれかに該当していること

②および③については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。

項目	基準(a)	基準(b)	基準(c)
① 純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
② 自己資本比率(%) 純資産額 ÷ (純資産額 + 負債の額) × 100	20%以上	20%以上	15%以上
純資産倍率 純資産倍率 = 純資産額 ÷ 資本金	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
③ 使用総資本事業利益率 (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 純資産額 × 100	10%以上	10%以上	5%以上
インタレスト・カバレッジ・レシオ (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

③ 担保充足型(全保証制度共通)

申込者または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られていること

※担保提供者が申込者以外の場合には、物上保証人になっていただく必要があります。

信用保証の概要(2)

担保

原則として、保証合計額が 8,000 万円を超える場合は、担保が必要です。
ただし、保証合計額が 8,000 万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者等には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。

保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等といった信用補完制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、保証料以外の手数料等は一切いただいておりません。

保証料率体系

基本となる保証料率は、中小企業者等の財務状況に応じて9段階に区分され、弾力化しています。
保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により決算内容を評価し、一定の定性要因(非財務要因)を加味して決定されます。

例外として、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の特別な保証制度には、一律の保証料率を適用します。

※CRD：中小企業庁が中心となり、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として設立された、中小企業に関する大規模のデータベースです。

〔リスク考慮型基準料率表〕

(単位：年率 %)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証・当座貸越根保証のことです。

保証料率の割引

次に該当する中小企業者等は、保証料率をそれぞれ0.1%割引きます。
ただし、割引が適用されない保証制度もあります。

- ① 担保の提供がある方
- ② 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

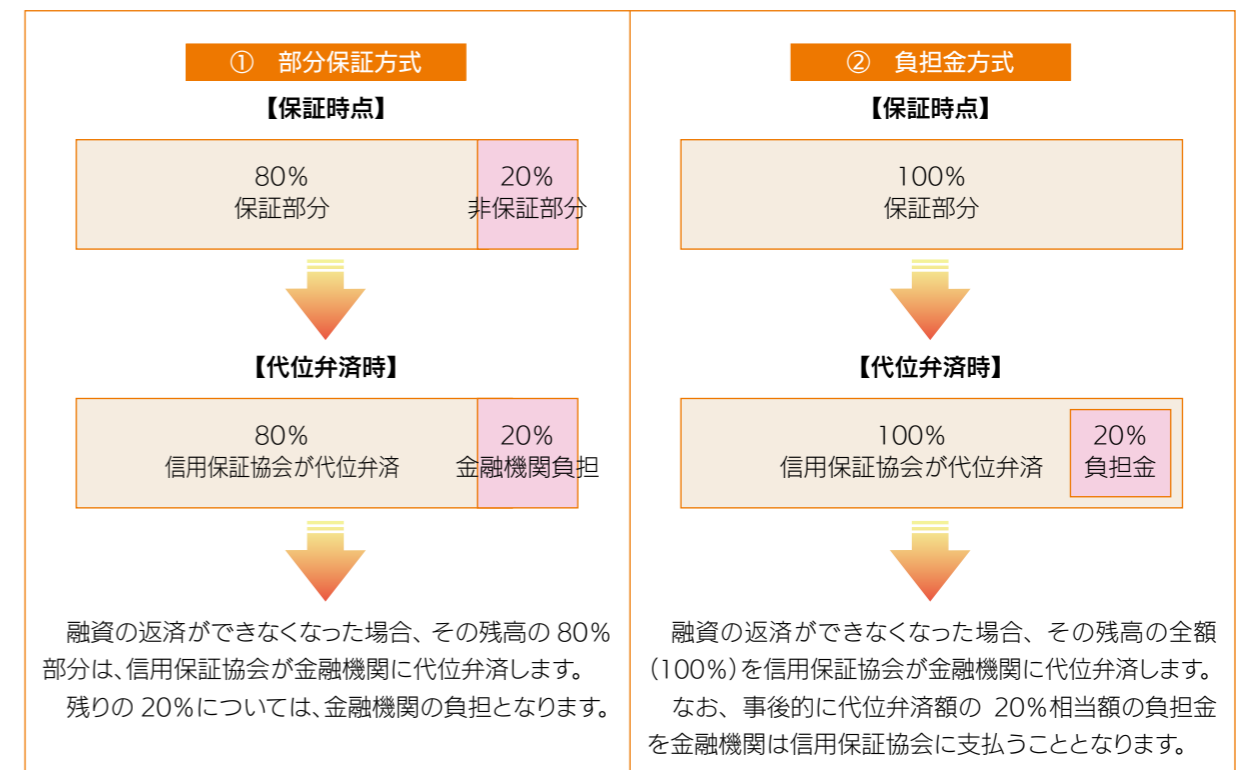
責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者等に対し、適切な支援(経営支援・再生支援等)することを目的としています。

責任共有制度は、平成 19 年 10 月から導入され、従来、原則 100%であった保証付き融資は、原則として、信用保証協会が 80%、金融機関が 20%の割合で責任を共有することとなりました。

責任共有制度の概要

金融機関は、信用保証協会との間で「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかを選択し、融資に対して責任を共有します。



責任共有対象から除外される主な保証制度

- 経営安定関連保証(セーフティネット保証) 1～4号、6号(5号については、平成 30 年 3 月 31 日以前に保証申込の受付がされたものは責任共有対象外)
- 災害関係保証
- 創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)
- 特別小口保険に係る保証(中小企業信用保険法第 1 号～6号の小規模企業者に限る)
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度
- 求償権消滅保証
- 事業再生計画実施関連保証(責任共有対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)
- 危機関連保証

令和4年度の主な取組み(1)

ゼロゼロ融資等の借換需要や新たな資金需要への対応

鹿児島県が令和4年6月下旬に創設した原油・原材料高騰等対策特別資金が、その制度の特徴(保証料率0%、当初1年間利子補助あり)から利用が進みました(4年度保証承諾件数の40%、金額の47%)。

また、伴走支援型特別保証については、令和4年10月に保証限度額が1億円に引き上げられ、令和5年1月にゼロゼロ融資の借換えが可能となったほか、認定要件も一部緩和されたことから、中小企業者の借換え需要に対応するなど、その利用の推進に努めました。

保証制度名	制度の特徴	令和4年度実績			
		件数 (件)	金額 (百万円)	構成比 (%)	構成比 (%)
全国統一制度 伴走支援型特別保証制度	新型コロナの影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が継続的な伴走型支援を実施し、事業者の経営安定や生産性等の向上を図る	5	211	0.1	0.4
県制度 伴走支援型借換支援資金	国の「伴走支援型特別保証制度」の県制度版	124	2,452	2.4	4.6
県制度 原油・原材料高騰等対策特別資金	原油・原材料高騰等により経営に影響を受けている中小企業者を支援	2,047	25,184	40.2	47.0

金融機関や中小企業支援機関等との連携

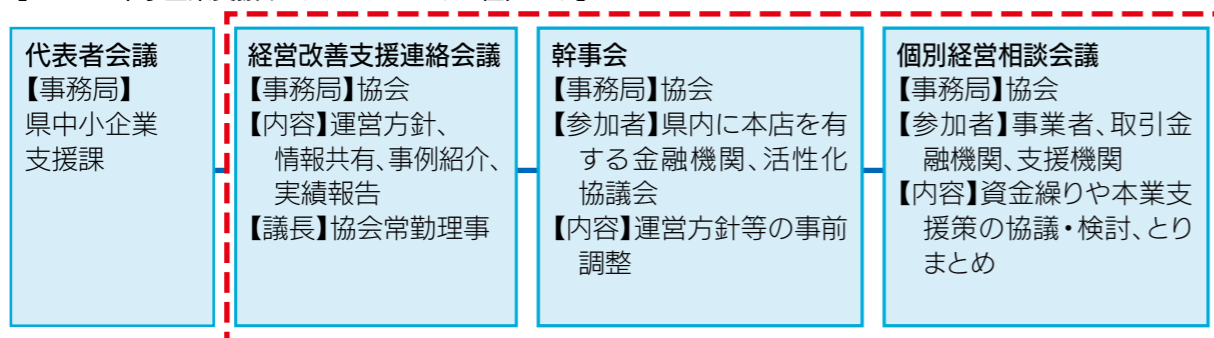
- 令和4年3月に公益財団法人かごしま産業支援センターと、県内の中小企業者等に対する支援を相互に連携・協力して実施するための覚書を締結し、同覚書に基づいて、よろず支援拠点と当協会が連携して個社支援を行う「まるっと経営支援プロジェクト」を開始しました。
令和4年度は13企業(支援回数18回)に対し、個社支援を実施しました。

【まるっと経営支援プロジェクト実施状況】

	企業数	支援内容					合計
		商品開発	新事業展開	販路開拓	計画策定	生産性向上	
令和4年度	13	23	16	1	1	0	18

- 令和4年9月には、中小企業の資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進を加速するため、鹿児島県中小企業活性化協議会、九州経済産業局および当協会の三者による「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結しました。
- 新型コロナ等の影響により、資金繰りのみならず多様な経営課題に直面する中小企業者に対し、地域金融機関や支援機関などが、それぞれの強み・特性を生かしながら相互に連携協働し、早い段階から金融支援、経営改善支援に取り組むことにより、事業者の収益力改善を図るため、かごしま中小企業支援ネットワーク(NW)内に、事業再生支援連絡会議及び事業承継支援連絡会議に加え、新たに「経営改善支援連絡会議」を設置しました(令和5年2月3日に開催されたNWの代表者会議で承認、令和5年4月に運用開始)。

【かごしま中小企業支援ネットワークにおける位置づけ】



経営支援の取組み

1. 経営支援強化促進事業

条件変更先や経営改善を必要とする中小企業者等のうち、改善が見込まれる先について、国の経営支援強化促進補助事業を活用し、専門家による経営診断及び経営相談、経営改善計画策定支援等を行い、経営改善に向けたサポートをしています。

専門家への相談に発生する費用(生産性向上支援の一部を除く)は、国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。

	令和3年度	令和4年度	前年比 (%)	年間計画比 (%)
企業訪問回数	60	60	100.0	85.7
経営診断	5	6	120.0	75.0
計画策定支援	7	11	157.1	137.5
創業支援	7	2	28.6	20.0
事業承継支援	1	1	100.0	25.0

2. 国の経営改善計画策定支援事業に係る費用補助制度

国が実施する経営改善計画策定支援事業(405事業)及び早期経営改善計画策定支援事業は、借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えている中小企業者等が、国が認定した専門家(認定経営革新等支援機関)の支援を受けて経営改善計画策定等をする場合、経営革新等支援機関に対する支払費用の一部を、国が中小企業活性化協議会を通じて支援を行う事業です。

【経営改善計画策定支援事業(405事業)と早期経営改善計画策定支援事業の比較】

	経営改善計画策定支援事業 (通称 405事業)	早期経営改善計画策定支援事業 (通称 ポストコロナ持続的発展計画事業)
対象者	金融支援を伴う本格的な経営改善の取組が必要な中小企業者等	資金繰り管理や自社の経営状況の把握など、基本的な経営改善に取り組む中小企業者等
計画策定支援費用に係る国の費用補助	3分の2(上限200万円)	3分の2(上限15万円)
当協会の費用補助	経営改善計画策定支援費用の自己負担部分の一部を補助	なし

【例：策定支援費用が90万円の場合】

負担者	国	当協会	中小企業者
負担割合	2/3	1/6	1/6
金額	60万円	15万円	15万円

相談窓口等の設置について

当協会は、自然災害や大型倒産等による経営環境の悪化で経営の安定に支障が生じた場合、その都度「特別相談窓口」等を開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。令和5年3月31日現在の相談窓口は次の通りです。

また、ご相談は随時お受けしているほか、時間の取れない方向けに休日や夜間の相談にも対応しておりますので、お気軽にご利用ください。

≪(特別)相談窓口≫ ※令和5年3月末現在
 ○東日本大震災 ○賃金水準上昇対策
 ○資金繰り ○新型コロナウイルス
 ○ウクライナ情勢・原油価格上昇等
 ○日野自動車サプライチェーン関連

≪休日・夜間相談窓口≫ ※事前予約制
 ○休日相談会 毎週土日・祝日 9:00～17:00
 ○夜間相談会 毎週月から金 17:30～19:30
 お問い合わせ：経営支援部
 (TEL099-223-0274)

令和4年度の主な取組み(2)

創業支援の取組み

商工団体等の中小企業支援機関が開催する創業塾等に積極的に参加し、当協会の創業者向け保証制度の案内や個別相談会を実施しています（令和4年度は鹿児島市など5機関の創業塾等に参加）。

また、創業後の支援として、業歴の浅い中小企業者を対象としたセミナーの開催や当協会担当職員が、定期的に創業者を訪問してフォローアップを実施しています。フォローアップを実施した際に専門家による支援等が必要と判断された企業については、個々の課題に応じて専門家派遣やよろず支援拠点と連携した支援を行っています。

【創業資金の保証承諾状況】 (単位：件、百万円、%)

	令和4年度実績	前年比	年間計画比
件数	210	108.2	110.5
金額	928	113.8	103.1

【創業者支援セミナーの実績】

- 開催日：令和4年11月14日（月）
- 第一部「創業者のための脱☆ドンブリ経営！実践法」
講師：明快マネジメント研究所
代表 二木宏造
- 第二部「当協会による創業支援の取組について」
- セミナー参加者 20名（うち個別相談者 2名）

【創業支援後のフォローアップ状況】 (単位：件、%)

	令和4年度実績	前年比	年間計画比
回数	100	147.1	100



▶当協会の創業支援先を保証月報で紹介



▲明快マネジメント研究所 代表 二木 宏造氏 ▲創業者支援セミナーの様子

官・民と連携した起業支援の取組み

県内で起業予定の方や新規ビジネスプランを有する方（高校生・大学生等を含む）が、「新規性及び成長性がある事業」または「地域課題の解決に資する事業」について実現可能性が高い事業プランを発表する「令和4年度鹿児島県ビジネスプランコンテスト」（鹿児島県主催）が開催されました。

当協会は、コンテストの趣旨に賛同した企業が官・民の企業が登録し協力する取組「かごしま企業応援団」の一員として協賛いたしました。

令和5年1月21日（土）に開催された最終審査において発表した15者のうち、環境に配慮したホテルへの取組を提案し、優秀賞に受賞された holos 株式会社を、鹿児島県信用保証協会賞として決定し、その事業プランを当協会保証月報の3月号にて紹介いたしました。

大賞（1名）や優秀賞（2名）には、賞金が授与されるとともにファイナリストには事業化に当たって補助事業（上限150万円）を申請できるほか、かごしま企業応援団参加企業による資金調達方法の提案等の支援が受けられます。



▲表彰式の様子（令和5年1月21日）



▲鹿児島県信用保証協会賞受賞者の紹介記事を保証月報3月号で掲載

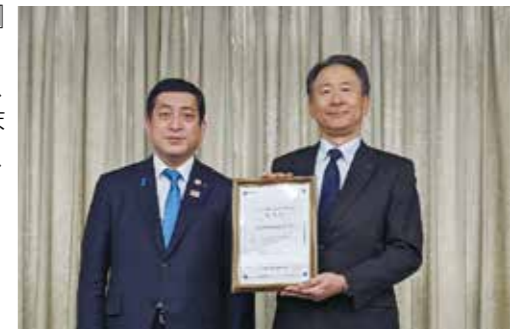
働き方改革の推進

令和5年2月6日付けで、県から「かごしま『働き方改革』推進企業」に認定されました。

当協会における長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善、柔軟な働き方がしやすい環境整備などの取組みが「かごしま『働き方改革』推進企業認定制度」としての要件を満たし、認められたものです。

■一般事業主行動計画の主な取組内容

- ノー残業デー（毎週水曜日）の実施
- 1人あたり有給休暇取得日数10日以上への達成
- 男性職員の育児休業等の取得促進 など



塩田知事（左）から認定書を受領した川野会長

大学等への出張講座やインターンシップを実施

大学等の教育機関と連携して、創業マインドの醸成や信用保証協会の役割の周知を目的とした講義やインターンシップを実施いたしました。

■大学等での出張講義実績

- 11月25日 鹿児島国際大学 受講者69名
- 1月27日 志学館大学 受講者32名 合計101名

■インターンシップの実施状況

- 1月13日 1DAY 仕事体験（対面方式）受講者1名
- 1月14日 1DAY 仕事体験（Web方式）受講者4名
- 2月21日 1DAY 仕事体験（対面方式）受講者9名
- 2月24日 1DAY 仕事体験（対面方式）受講者3名



鹿児島国際大学での出張講義の様子

かごしまスポーツ応援団体としての取組み

鹿児島県に拠点を構える公的機関として、地域のスポーツを応援することで本県におけるスポーツ振興や地域活性化を推進する活動を行っています。当協会の以下のような活動が認められ、令和4年6月20日付で県から「かごしまスポーツ応援団体」として認定されました。

①かごしま国体・かごしま大会への協賛

令和5年10月7日から開催される「かごしま国体・大会」に協賛しております。職員から募集した運営ボランティア24名が、参加し活動を行う予定です。



②鹿児島ユナイテッドFCとのスポンサー契約

県内に本拠地を置き「鹿児島をもっとひとつに」という理念のもと、オール鹿児島で地域を盛り上げようとするクラブの活動に共感、賛同し、JFLリーグに参戦した2014年から協賛し、応援しています。



③鹿児島ギャランティカップの共催

令和4年11月26日に「Kagoshima Guarantee Cup フットサル大会」を3年ぶりに開催しました。

金融機関等から200名を超える方にご参加いただき、一般クラスとフレンドリークラスの2部構成でリーグ戦並びにトーナメント形式による試合を1日かけて行いました。



一般クラス 優勝
奄美大島信用金庫

フレンドリークラス 優勝
三井住友銀行

広報活動

当協会では、より多くの中小企業者の皆さまに「信用保証」や「経営支援の取組み」等、当協会の取組みについて理解を深めていただくために、様々な広報活動を行っています。

マスメディアの活用

当協会の事業実績や取組内容について、新聞やマスメディアに対しプレスリリースや関係機関の広報誌における広告掲載を積極的に行っています。



鹿児島島商工会議所会報「アイム」(2022年8月号掲載)



ニッキン 記事掲載(令和4年4月11日付)

保証月報の発刊

情報誌として月次で発刊する「保証月報」では、制度創設・改正、統計データ等についてタイムリーに情報開示を行うとともに、「ギャランティー通信」で職員紹介を行う等、皆さまに親しまれる広報誌作成に努めています。



パンフレットの作成

鹿児島県制度融資や協会保証制度等を一覧にした「信用保証制度のご案内」や、各種パンフレットを作成しています。



ホームページの活用

ホームページでは、保証制度や金融支援に関する情報、イベント/セミナーに関する情報等、さまざまな当協会の取組みを幅広く掲載しているほか、「保証料シミュレーション」等、便利なツールも利用できます。



ホームページアドレス <https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

LINEでの情報配信

LINEのメッセージ配信機能と投稿機能を使用し、制度案内、各種セミナー情報等、多岐にわたる情報を配信しています。定期的に友だち登録キャンペーン等を継続的に行っており、徐々に増えていたLINE登録者は、令和5年3月末で2,058名(前年度末より約250名増加)となりました。登録者が初めて2,000名を超え、全国の信用保証協会のなかでLINE登録者数1位を維持しています。



LINE公式アカウント

最新情報や経営支援に役立つ情報を配信!



ノベルティグッズの活用

令和元年度から県のがごしま特産品コンクールに協賛し、その受賞作品の中からノベルティグッズを選定しています。4年度のノベルティには、(株)米玉利重工様の屋久杉お香立てセット「dokabai」(2021年度に県貿易協会会長賞)を採択しました。桜島に見立てた屋久杉のお香立てに、当協会のロゴをあしらったノベルティを作成いただきました。

また、日置市で印刷業を営む協業組合ユニカラー様には、間伐した竹を加工した竹紙ノートを作成いただきました。

いずれのグッズも大変好評をいただいております。今後も県産品から様々なノベルティグッズを作製していきます。



▲屋久杉お香立てセット「dokabai」(株)米玉利重工様

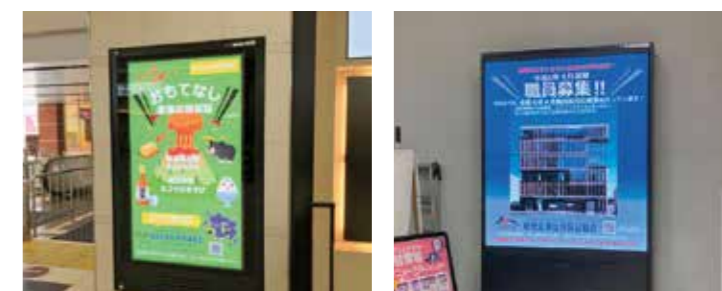


▲竹紙ノート(協業組合ユニカラー様)

デジタルサイネージ広告を実施

JR鹿児島中央駅に設置されているデジタルサイネージを使用して、下記の広告を実施しました。

4月 おもてなし産業応援保証
3月 令和6年4月採用の職員募集



4月 おもてなし産業応援保証掲示 (AMUプレミアム館入口横)

3月 職員採用募集掲示 (九州新幹線改札口近く)

事業実績(1)

令和4年度の保証承諾は、原油・原材料高騰等対策特別資金や新型コロナウイルス関連事業継続支援資金の利用の進展などに伴い、前年度比107.4%(計画比119.1%)の約536億円となりました。

これを保証制度別で見ると、県制度351億円(構成比65.5%)、協会制度が140億円(26.2%)、鹿児島市制度44億円(8.3%)となりました。また、業種別で見ると、建設業が183億円(構成比34.2%)と最も多く、次いで飲食業を含む小売業が89億円(16.5%)、サービス業が78億円(14.5%)などとなっています。

保証承諾の増加等に伴い、保証債務残高は前年度比99.3%(計画比107.6%)の約2,818億円となりました。

代位弁済については、これまでの資金繰り支援効果や条件変更への弾力的な対応などにより、計画比76.0%の24億円と比較的落ち着いた推移しているものの、新型コロナ禍の長期化や原材料等の価格高騰などにより、前年度より11億円増加(前年比178.1%)しました。

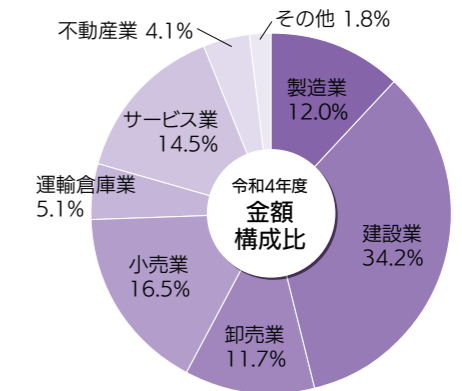
求償権の回収は、有担保求償権の減少、法的措置による債務整理案件の増加等により、引き続き厳しい環境にあり、前年度比83.0%(計画比86.9%)の4億52百万円となりました。

業種別実績

保証承諾

(単位：件、百万円、%)

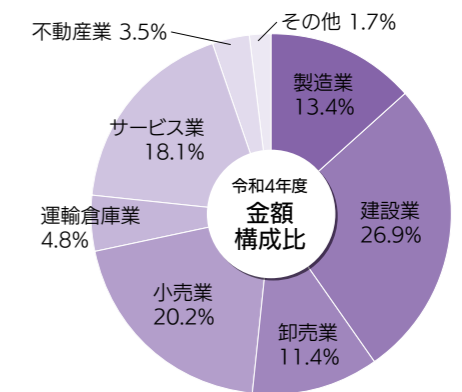
区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
製造業	559	6,449	103.1	12.0
建設業	1,650	18,330	131.0	34.2
卸売業	414	6,268	113.7	11.7
小売業	1,138	8,867	92.7	16.5
運輸倉庫業	200	2,709	84.8	5.1
サービス業	900	7,795	87.2	14.5
不動産業	159	2,181	126.1	4.1
その他	77	980	140.4	1.8
合計	5,097	53,579	107.4	100.0



保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

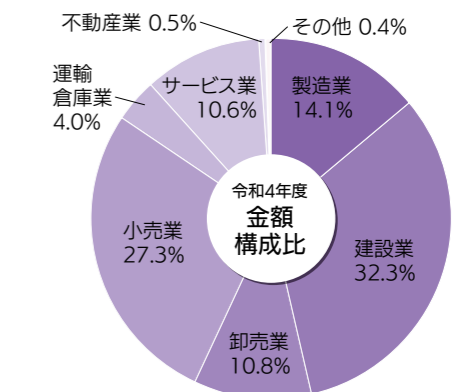
区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
製造業	3,116	37,640	97.7	13.4
建設業	7,089	75,937	101.7	26.9
卸売業	2,189	32,126	98.9	11.4
小売業	7,273	56,948	97.3	20.2
運輸倉庫業	894	13,518	101.2	4.8
サービス業	5,839	50,919	98.7	18.1
不動産業	904	9,812	102.5	3.5
その他	534	4,920	98.2	1.7
合計	27,838	281,820	99.3	100.0



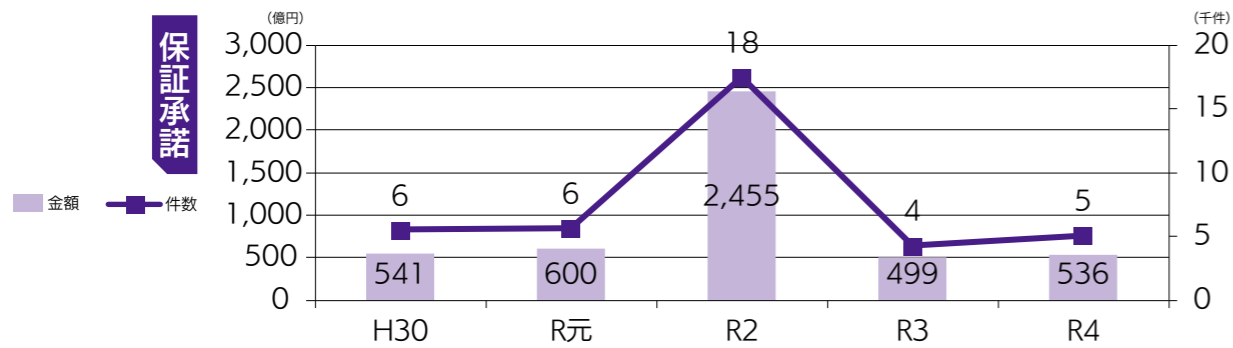
代位弁済

(単位：件、百万円、%)

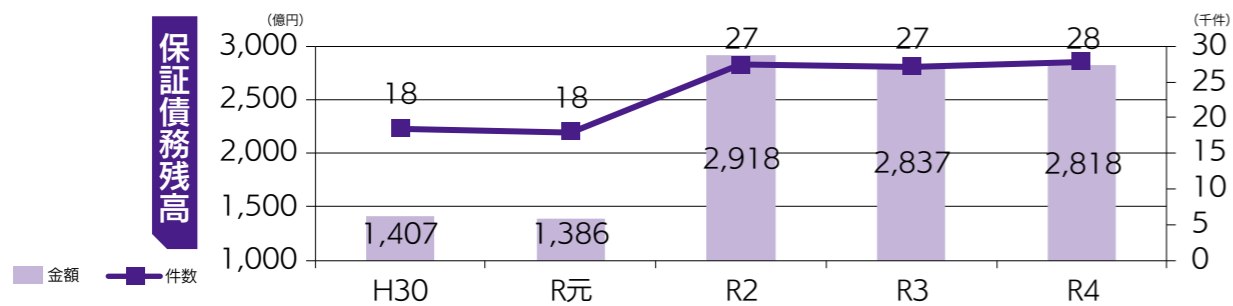
区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
製造業	26	343	188.4	14.1
建設業	112	785	191.1	32.3
卸売業	20	262	320.6	10.8
小売業	102	664	170.8	27.3
運輸倉庫業	7	98	361.0	4.0
サービス業	45	259	123.7	10.6
不動産業	2	12	18.8	0.5
その他	2	9	251.0	0.4
合計	316	2,432	178.1	100.0



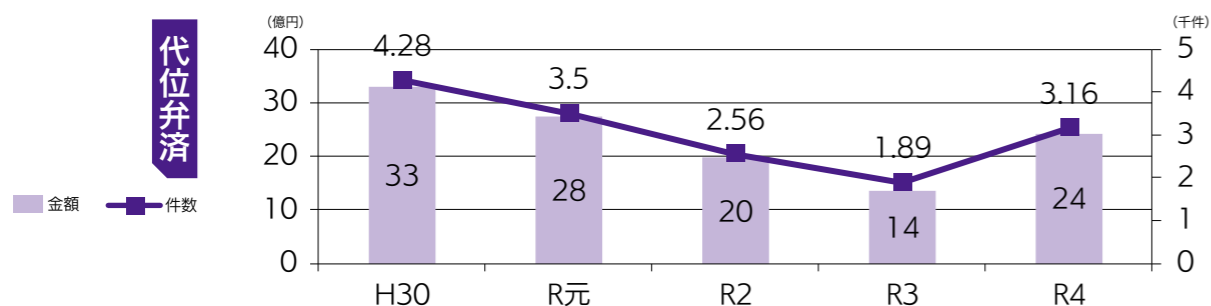
保証承諾



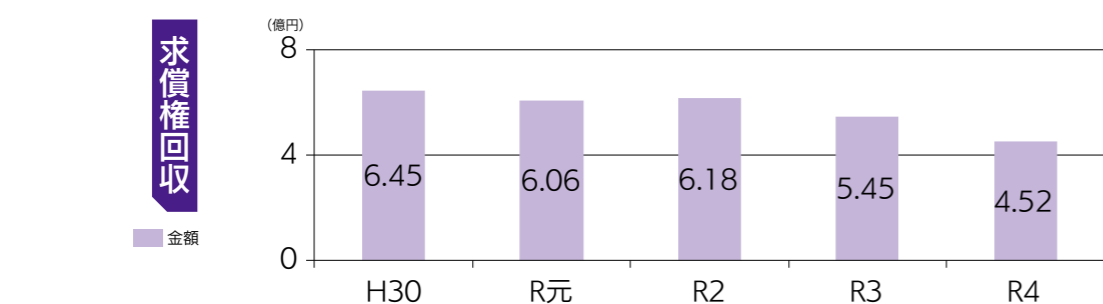
保証債務残高



代位弁済



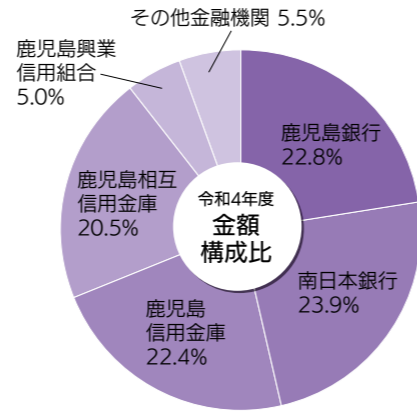
求償権回収



金融機関別実績

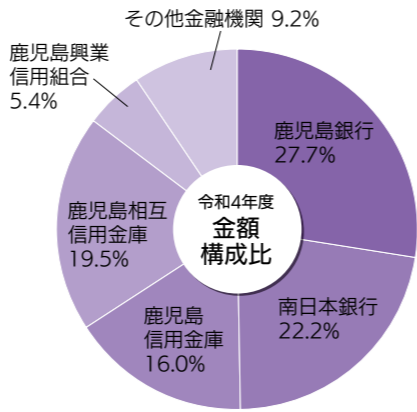
保証承諾 (単位: 件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比		構成比
			前年度比	構成比	
鹿児島銀行	1,196	12,223	90.4	22.8	
南日本銀行	1,205	12,799	96.4	23.9	
鹿児島信用金庫	1,052	11,984	125.9	22.4	
鹿児島相互信用金庫	980	10,958	130.5	20.5	
鹿児島興業信用組合	439	2,663	124.7	5.0	
その他金融機関	225	2,951	4.4	5.5	
合計	5,097	53,579	107.4	100.0	



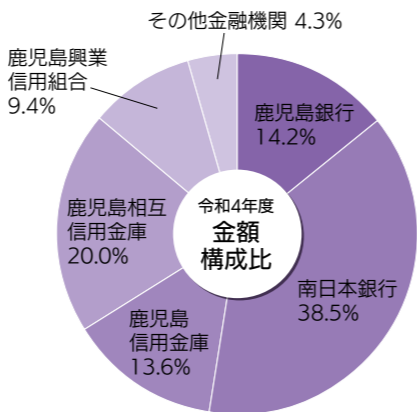
保証債務残高 (単位: 件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比		構成比
			前年度比	構成比	
鹿児島銀行	6,641	78,133	99.2	27.7	
南日本銀行	6,393	62,704	99.5	22.2	
鹿児島信用金庫	4,768	45,028	101.6	16.0	
鹿児島相互信用金庫	5,651	54,872	98.9	19.5	
鹿児島興業信用組合	2,292	15,284	98.6	5.4	
その他金融機関	2,093	25,798	97.1	9.2	
合計	27,838	281,820	99.3	100.0	



代位弁済 (単位: 件、百万円、%)

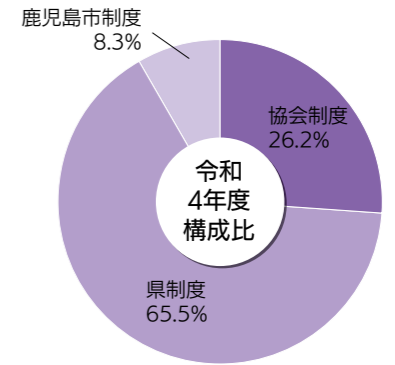
区分	件数	金額	前年度比		構成比
			前年度比	構成比	
鹿児島銀行	47	345	100.8	14.2	
南日本銀行	98	936	308.3	38.5	
鹿児島信用金庫	51	331	120.4	13.6	
鹿児島相互信用金庫	80	487	191.9	20.0	
鹿児島興業信用組合	28	229	394.2	9.4	
その他金融機関	12	105	78.9	4.3	
合計	316	2,432	178.1	100.0	



保証承諾実績に係る分析

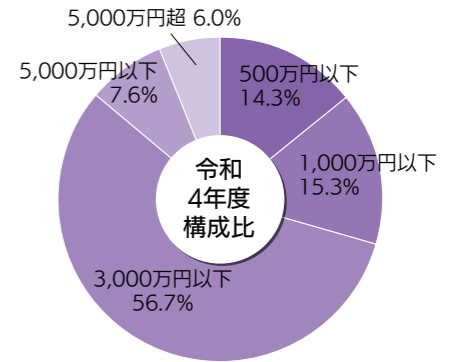
制度別保証承諾 (単位: 百万円)

区分	R2		R3		R4	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
協会制度	14,536	5.9	14,408	28.9	14,035	26.2
県制度	225,783	92.0	30,725	61.6	35,098	65.5
鹿児島市制度	5,167	2.1	4,749	9.5	4,446	8.3
合計	245,485	100.0	49,882	100.0	53,579	100.0



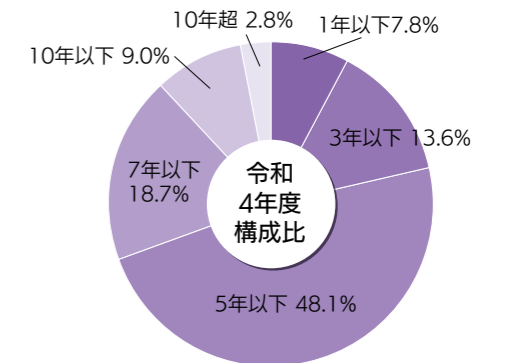
金額別保証承諾 (単位: 百万円)

区分	R2		R3		R4	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
500万円以下	20,548	8.4	7,035	14.1	7,652	14.3
1,000万円以下	36,725	15.0	6,852	13.7	8,221	15.3
3,000万円以下	126,043	51.3	17,256	34.6	30,391	56.7
5,000万円以下	48,119	19.6	9,602	19.2	4,085	7.6
5,000万円超	14,051	5.7	9,136	18.3	3,230	6.0
合計	245,485	100.0	49,882	100.0	53,579	100.0
1件当平均保証金額(千円)	14,025		11,737		10,512	



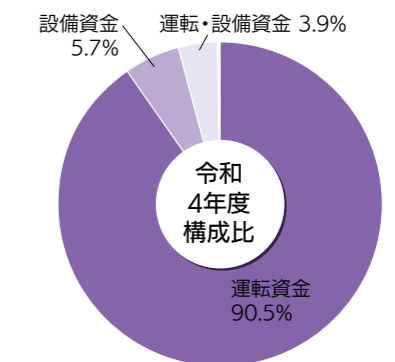
期間別保証承諾 (単位: 百万円)

区分	R2		R3		R4	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1年以下	3,334	1.4	3,428	6.9	4,175	7.8
3年以下	16,026	6.5	7,850	15.7	7,277	13.6
5年以下	22,268	9.1	3,738	7.5	25,767	48.1
7年以下	43,967	17.9	10,592	21.2	10,016	18.7
10年以下	158,698	64.6	22,902	45.9	4,832	9.0
10年超	1,192	0.5	1,372	2.8	1,512	2.8
合計	245,485	100.0	49,882	100.0	53,579	100.0
1件当平均保証期間(か月)	94.6		72.6		60.5	



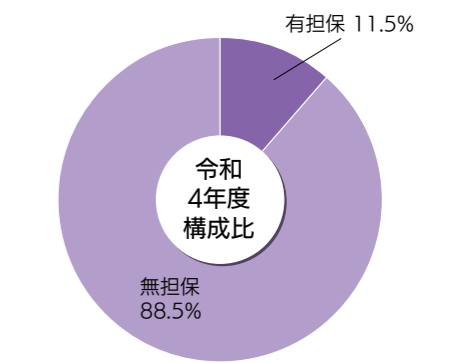
資金用途別保証承諾 (単位: 百万円)

区分	R2		R3		R4	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	241,581	98.4	45,320	90.9	48,479	90.5
設備資金	2,188	0.9	2,479	5.0	3,030	5.7
運転・設備	1,716	0.7	2,083	4.2	2,069	3.9
合計	245,485	100.0	49,882	100.0	53,579	100.0



担保・無担保別保証承諾 (単位: 百万円)

区分	R2		R3		R4	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
有担保	9,507	3.9	6,218	12.5	6,185	11.5
無担保	235,978	96.1	43,664	87.5	47,394	88.5
合計	245,485	100.0	49,882	100.0	53,579	100.0



収支報告(1)

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位:円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	16,681,717,891
現金	0	基金	5,789,337,000
小切手	0	基金準備金	10,892,380,891
預け金	8,238,249,337	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	8,018,770,972
普通預金	2,211,783,991	その他有価証券評価差額金	0
通知預金	0	責任準備金	1,795,207,947
定期預金	6,020,000,000	求償権償却準備金	206,908,509
郵便貯金	6,465,346	退職給与引当金	457,342,374
金銭信託	0	損失補償金	5,196,798,810
有価証券	24,001,971,925	損失補償債務	281,819,975,687
国債	0	求償権補填金	0
地方債	0	保険金	0
社債	23,999,971,925	損失補償補填金	0
株式	2,000,000	借入金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	0	短期借入金	0
譲渡性預金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	1,243,294,320	雑勘定	7,899,560,696
事業用不動産	1,192,961,009	仮受金	69,314
事業用動産	50,333,311	保険納付金	31,963,718
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	4,563,696
建設仮勘定	0	未経過保証料	7,862,051,641
損失補償金見返	5,196,798,810	未払保険料	912,327
保証債務見返	281,819,975,687	未払費用	0
求償権	893,883,392	有価証券未払金	0
譲受債権	0		
雑勘定	682,109,415		
仮払金	9,086,111		
保証金	0		
厚生基金	64,975,000		
連合会勘定	2,342,427		
未収利息	43,924,160		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	561,781,717		
合計	322,076,282,886	合計	322,076,282,886

財産目録

(令和5年3月31日現在)

(単位:円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	0	その他有価証券評価差額金	0
預け金	8,238,249,337	責任準備金	1,795,207,947
金銭信託	0	求償権償却準備金	206,908,509
有価証券	24,001,971,925	退職給与引当金	457,342,374
動産・不動産	1,243,294,320	損失補償金	5,196,798,810
損失補償金見返	5,196,798,810	保証債務	281,819,975,687
保証債務見返	281,819,975,687	求償権補填金	0
求償権	893,883,392	借入金	0
譲受債権	0	雑勘定	7,899,560,696
雑勘定	682,109,415		
合計	322,076,282,886	合計	297,375,794,023
		正味財産	24,700,488,863

貸借対照表の用語解説

有価証券

代位弁済の支払準備資金として、地方債・社債等を保有しています。

求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、損失補償金受領額、自己償却額を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。



収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により、基本財産の増強が必要となった場合には、これを切り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(次年度以降に係る保証料)を計上しています。

収支計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額
経常収入	3,167,198,669
保証料	2,615,491,575
預け金利息	351,685
有価証券利息配当金	267,803,550
調査料	0
延滞保証料	0
損害補助金	8,615,548
事務補助金	153,797,623
責任共有負担金	110,371,000
雑収入	10,767,688
経常支出	2,104,237,673
業務費	757,737,497
役員職員給与	387,690,090
退職給与引当金繰入	30,408,822
その他の人件費	98,182,883
旅費	835,790
事務費	67,880,493
賃借料	29,044,223
不動産・不動産償却	47,053,720
信用調査費	5,628,174
債権管理費	25,044,367
指導普及費	20,152,099
負担金	45,816,836
借入金利息	0
信用保険料	1,311,914,158
責任共有負担金納付金	0
雑支出	34,586,018
経常収支差額	1,062,960,996
経常外収入	3,590,086,277
償却求償権回収金	74,541,157
責任準備金戻入	1,827,228,534
求償権償却準備金戻入	90,905,378
求償権補填金戻入	1,587,430,626
保険金	1,486,112,318
損失補償補填金	101,318,308
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補助金	0
その他の収入	9,980,582
経常外支出	3,767,837,614
求償権償却	1,741,610,287
譲受債権償却	0
雑助定償却	13,111,971
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	482,000
責任準備金繰入	1,795,207,947
求償権償却準備金繰入	206,908,509
その他の支出	10,516,900
経常外収支差額	△ 177,751,337
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	885,209,659
収支差額変動準備金繰入額	442,000,000
基本財産繰入額	443,209,659
又	
基本財産取崩額	

収支計算書の用語解説

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

求償権償却

年度末求償権のうち法的整理の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

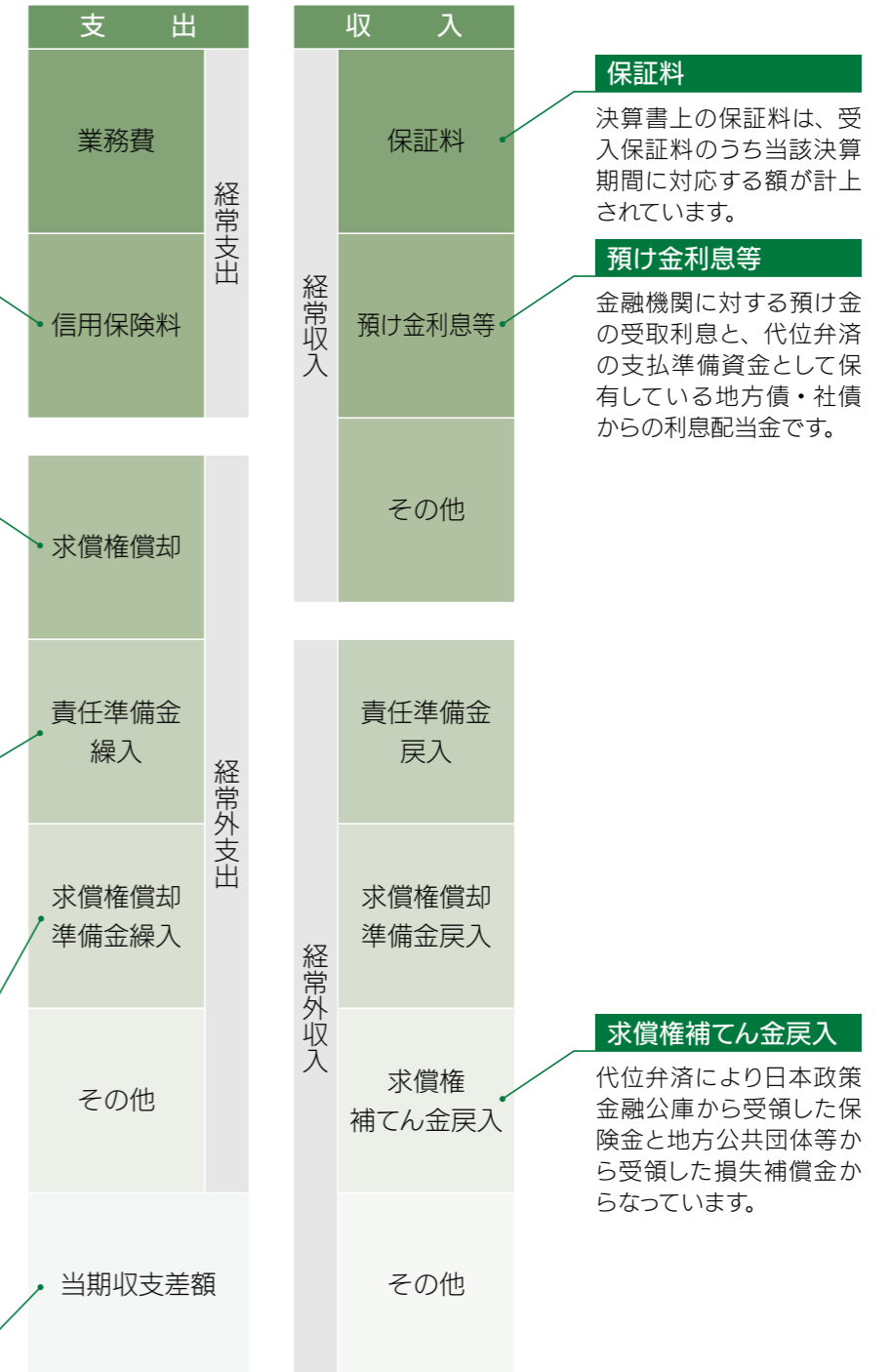
景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高等に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つことから、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

当期収支差額

半額を基本財産に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで、必要不可欠な基本財産の充実に当てています。



基本財産

基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の42.8倍（定款倍率）となっています。

基本財産の構成

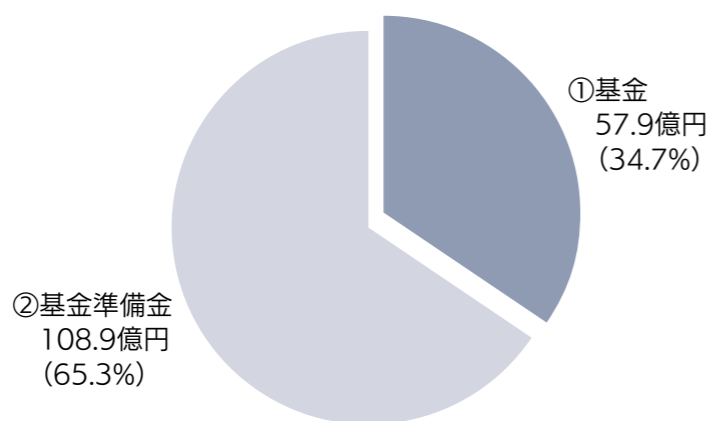
基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

- ① 基金は、地方公共団体や金融機関からの出えん金と負担金で構成されています。
- ② 基金準備金は、毎年事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己資金造成資金です。

基本財産の内訳

(令和5年3月末現在)

基本財産 166億8,171万円		
① 基金		57億8,933万円
	出えん金	44億0,733万円
	金融機関等負担金	13億8,200万円
② 基金準備金		108億9,238万円



コンプライアンス態勢

当協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、実践に係る基本方針として「鹿児島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス委員会を中心とした組織体制を整えています。

また、反社会的勢力や不正利用者に対して関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

鹿児島県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

- 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

- 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールへの厳格な遵守

- あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

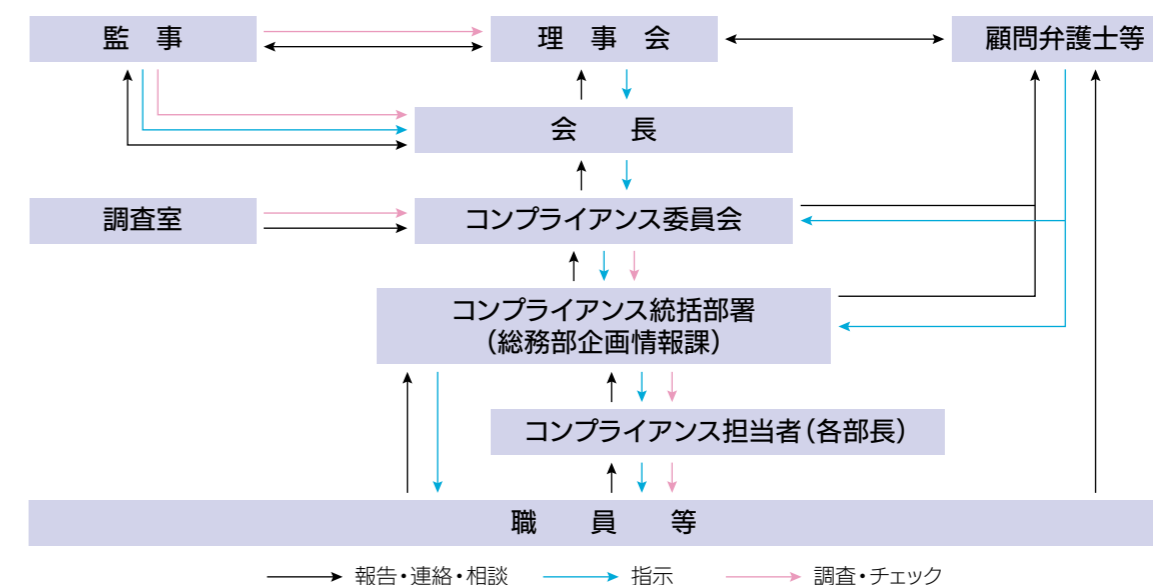
反社会的勢力との対決

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

- 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス組織体制図



個人情報保護宣言

鹿児島県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28. 8. 10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1)個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2)個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3)個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4)個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5)個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6)保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。

(7)保有個人データ内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去又は第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6)(7)の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8)質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9)開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	〒892-0846 鹿児島市加治屋町14番3号
電話番号	099-223-0273
部 署 名	総 務 部

役員・機構図

お問い合わせ

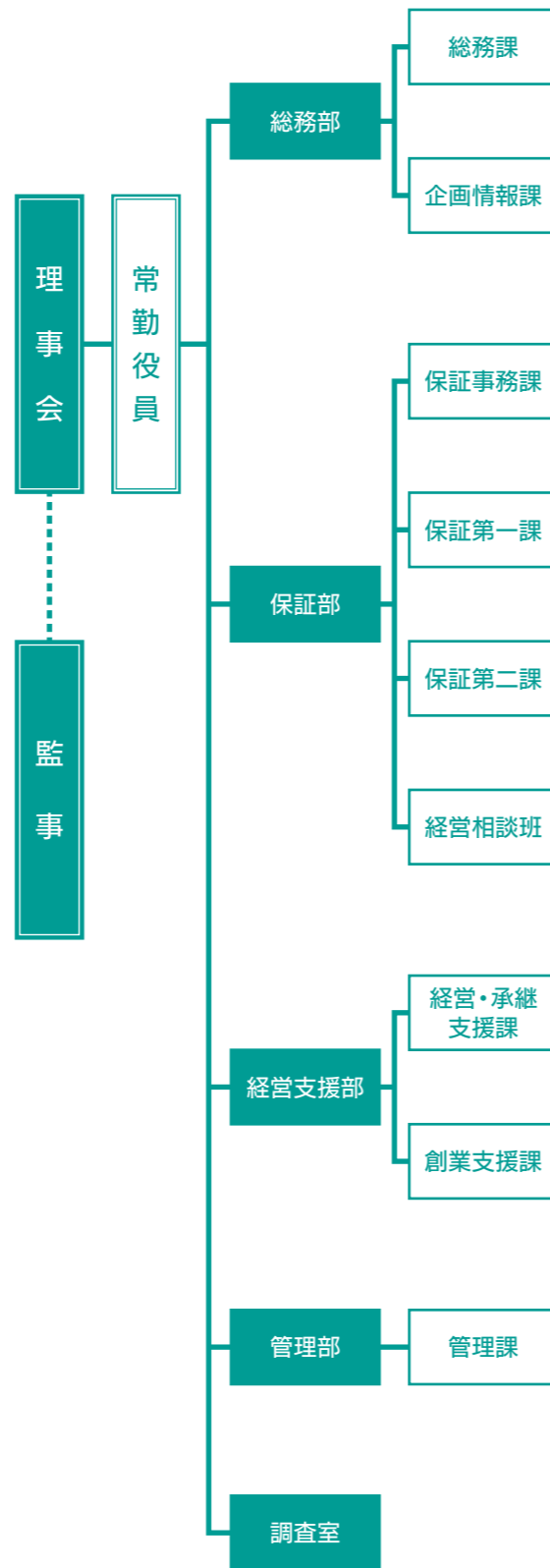
役員

(令和5年7月21日現在)

会長	川野 敏彦
専務理事	五田 嘉博
常務理事	南 明彦
理事	平林 孝之 鹿児島県商工労働水産部長
理事	中馬 秀文 鹿児島市産業局長
理事	小正 芳史 鹿児島県中小企業団体中央会会長
理事	森 義久 鹿児島県商工会連合会会長
理事	岩崎 芳太郎 鹿児島商工会議所会頭
理事	松山 澄寛 鹿児島銀行取締役頭取
理事	田中 暁爾 南日本銀行取締役頭取
理事	永倉 悦雄 鹿児島相互信用金庫理事長
理事	市川 博海 鹿児島信用金庫理事長
理事	満田 學 鹿児島興業信用組合理事長
監事	相星 明宏
監事	永野 和行 鹿児島県町村会副会長(肝付町長)
監事	大園 豊 税理士

機構図

(令和5年4月1日現在)



お問い合わせ窓口

部署名	主な業務内容	電話番号	FAX番号
保証部(代表)		099-223-0271	099-222-1093
保証事務課	信用保証申込受付、信用保証書発行	099-210-7365	
保証第一課	保証審査(創業除く)	099-210-7362	
保証第二課		099-210-7364	
経営相談班	かごしま中小企業ネットワーク会議(経営改善支援連絡会議)の事務業務	099-221-0231	
経営支援部(代表)		099-223-0274	099-210-7397
経営・承継支援課	条件変更審査、経営支援・再生支援、期中管理、事故報告、事業承継支援	099-210-7369	
創業支援課	保証審査(創業)	099-210-7367	
管理部(代表)		099-223-0272	099-223-0318
管理課(回収部門)	求償権の管理・回収	099-210-7390	
管理課(代位弁済部門)	代位弁済、保険金請求・納付	099-210-7391	
総務部(代表)		099-223-0273	099-223-6399
総務課	人事、給与、労務管理、予算・決算、庶務、研修	099-210-7381	
企画情報課(企画部門)	経営計画策定・評価、広報、統計、コンプライアンス、個人情報保護	099-210-7387	
企画情報課(電算部門)	電算システム運用・管理	099-223-0654	

アクセス



〒892-0846
鹿児島県鹿児島市加治屋町14-3

- [5階] 総務部
- [4階] 管理部
- [3階] 経営支援部
- [2階] 保証部

- 市電.....「高見馬場」電停下車 徒歩2分
- バス.....「加治屋町」バス停下車 徒歩3分

※お車でのお越しの際は、1階お客様駐車場をご利用ください。

2023

KAGOSHIMA GUARANTEE DISCLOSURE



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

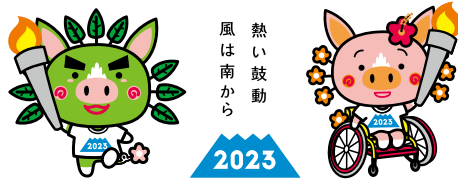
<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>



公式サイト



LINE



熱い鼓動
風は南から

2023

燃ゆる感動 **かごしま国体**

特別国民体育大会

燃ゆる感動 **かごしま大会**

特別全国障害者スポーツ大会

鹿児島ユナイテッドFC
KAGOSHIMA UNITED FC



かごんまの色

【まっぼしトーン編】

鹿児島県信用保証協会は、
「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」・
「鹿児島ユナイテッドFC」を応援しています。

このパンフレットは「かごんま
の色 まっぼしトーン」を使用
し制作しています。